

☆犬の飼い主の方へ☆

ロングリードは危険です！

【リードの長さについてご配慮下さい】

犬が飛びかかるなどの急な動きに対応できず、
思わぬ事故が発生した場合、

『飼い主としての責任』を

問われる可能性があります。

○東京都動物の愛護及び管理に関する条例(第九条)で次のように定められています

東京都動物の愛護及び管理に関する条例では、犬を移動させ、又は運動させる場合、犬を制御できる者が、犬を綱、鎖等で確実に保持することが規定されています。

○「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」で次のように定められています

(H14.5.28環境省告示第37号) 第4犬の飼養及び保管に関する基準

5犬の所有者は、犬を道路等屋外で運動させる場合には、次の事項を遵守するよう努めること。

- (1) 犬を制御できるものが原則として引き運動により行うこと。
- (2) 犬の突発的な行動に対応できるよう引綱の点検及び調整等に配慮すること。

西東京市みどり環境部環境政策課042-438-4042

東京都動物愛護相談センター多摩支所042-581-7435